

平成18年度

第2回浦安市国民保護協議会

議事録

1 開催日時 平成18年12月19日(火)午後1時30分～午後2時30分

2 開催場所 浦安市集合事務所3階301会議室

3 出席者

(委員)

国民保護協議会会長及び委員計34名

(事務局)

総務部参事・次長・危機管理監・防災課長他4名

4 傍聴者数 3名

5 議題

(1) 浦安市国民保護計画(素案)について

(2) 今後のスケジュールについて

(3) その他

6 議事の概要

(1) 浦安市国民保護計画(素案)について、事務局よりその概要説明

(2) 今後のスケジュールについて、事務局よりその概要説明

(3) その他、事務局よりその概要説明

7 会議経過

(1) 浦安市国民保護計画(素案)について

(2) スケジュールについて

(主な質疑)

1. 2箇所の修正をお願いします。45ページと96ページの緊急事態連絡室の図の中の「助役、収入役」を「副市長」に修正が必要ではないか。

→来年4月からの地方自治法の改正によるもので修正することとします。

2. 浦安市において発生した送電線切断事故への対応について記載しないのか。

→先に起こった送電線事故は本計画の対象とする事態とは考えていない。

3. 素案の8ページの攻撃対象施設のところで石油コンビナートを記載しているが、本市にはないのでは。

→石油コンビナートの場合は、近隣市で事態が起き、その影響もうけるという考え方で載せている。

4. 素案の16～18ページに書かれている留意すべき事項について、後段の計画の部分で具体的に書き込みが欲しい。また、54ページの自衛隊の派遣要請のところの「通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合・・・市の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあつては・・・、防衛庁長官に連絡する。」となっているが、委員たる隊員を通してというのはいかなものか。

→市国民保護計画は、国、県の計画と整合を図りながら記載しており、具体的な記載は、今後作成するマニュアル等の中で検討していく。

また、2点目については法律で状況により直接連絡することができ、当地域は松戸の陸上自衛隊需品学校を通じて行う。ご意見の「市の協議会委員たる隊員を通じて」という記述については検討する。

(3) その他

本日の審議を踏まえて、広く市民の意見を聴くためにパブリックコメントを実施し、庁内の関係部署においても意見を頂く。また、県協議も行い内容を修正する。

それら意見を踏まえて、次回2月に開催予定の協議会にはかり、まとめて頂く予定です。